

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人伯耆の国
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年11月21日・22日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項の一部について改善されていないため、今回も同様の指摘をしているものについては、早急に改善すること。
- ・ 会計面について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用して、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けることが望ましい。
- ・ 経理規程をはじめ、法人が定める各種規程について、齟齬のある個所が見受けられたので改正されたい。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>現在の評議員、理事及び監事について、誓約書を徴して欠格事由に該当しないことの確認をします。</p> <p>今後は、評議員、理事及び監事の候補者について、履歴書及び誓約書を書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行います。</p>
2	<p>定款変更により評議員及び理事の定数をそれぞれ1名増員し、追加で選任した評議員及び理事の選任手続が不適正であった。</p> <p>○ 評議員について</p> <p>県の定款変更の承認が平成30年7月6日（評議員会の承認日：平成30年6月13日、申請日：平成30年6月21日付け）にもかかわらず、平成30年5月21日開催の理事会で評議員候補者の推薦を決議し、同日開催の評議員選任・解任委員会で評議員として選任していたが、任期については決議されていなかった。</p>	<p>評議員については評議員選任・解任委員会において承認を得て、理事については評議員会の承認を得て、再度正しい任期で委嘱状を発し、正しい任期の就任承諾書を徴します。</p>

	<p>また、就任承諾書及び委嘱状は平成 30 年 7 月 6 日（県の定款変更承認の日）とし、任期も同日から終期を他の評議員と同じ終期（平成 32 年度定時評議員会の終結の時まで（平成 32 年度に関する定時評議員会の終結の時までの誤り））として選任していた。</p> <p>○ 理事について</p> <p>追加の理事は常務理事（業務執行理事）として選任されているが、評議員会で理事として選任された後に理事会を開催して、理事の中から常務理事を選定すべきところ、平成 30 年 6 月 13 日開催の評議員会で常務理事として選任されていた。</p> <p>また、上記評議員同様、任期を平成 30 年 7 月 6 日から他の理事と同様の終期（平成 30 年度定時評議員会の終結の時まで）として委嘱していた。</p> <p>については、評議員については評議員選任・解任委員会において承認を得て、理事については評議員会の承認を得て、再度正しい任期で委嘱状を発すること。</p> <p>なお、当該承認を得る評議員選任・解任委員会及び評議員会の議事録又は議案には選任する者の任期を明記するよう留意すること。</p> <p>（法第 41 条、第 45 条、定款第 7 条第 1 項、第 19 条第 1 項）</p>	
3	<p>平成 30 年 5 月 29 日の理事会において、新たな施設長の選任の決議を行っているが、当該者の理事就任についても併せて決議を行っていたため、評議員会へ提出する議案の決議は行われず、平成 30 年 6 月 13 日開催の評議員会で選任について決議されないまま理事に就任していた。</p> <p>については、理事の選任については評議員会において、改めて承認を得ること。</p> <p>（法第 43 条、定款第 16 条）</p>	<p>理事の選任については評議員会において、改めて承認を得ます。</p>
4	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の 1 週間前までに各理事及び監事に対して通知を発しなければならないところ、1 週間より短い期間で通知を発していた。</p>	<p>理事会の日の 1 週間前までに各理事及び監事の全員に通知を発します。また、口頭により招集を通知した場合には議事録に記録を残します。</p>

	<p>については、理事会の日の1週間前までに各理事及び監事の全員に通知を発すること。</p> <p>なお、通知の方法は書面でも口頭でも差し支えないが、口頭により招集を通知した場合には議事録に記録を残しておくこと。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項)</p>	
5	<p>理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告が行われていなかった。</p> <p>については、定款第17条第4項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第4項)</p>	<p>理事長の業務報告として、今後は報告事項を議題として提案し、理事長が自ら報告し、議事録にも記載します。</p>
6	<p>理事会において評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集を通知すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>評議員会の日時、場所、評議員会の目的等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集を通知します。</p>
7	<p>平成30年6月13日の評議員会において、役員等報酬規程の改定を決議しているが、平成30年6月1日から遡って適用する規程となっていた。</p> <p>については、当該規程は評議員会の決議の日から有効となるものであることから、評議員会の決議の日以降の適用とすること。</p> <p>なお、評議員会の承認後は速やかに貴法人のホームページ等により公表すること。</p> <p>(法第45条の35第2項、第59条の2、</p>	<p>直近に開催予定の理事会、評議員会で、再度議案として提案し、決議いただいた上で、改めて公表します。</p>

	規則第2条の42、第10条、定款第10条)	
8	<p>貸借対照表に旧会計基準で使用されていた勘定科目が、新会計基準へ移行し、以下のように経理規程第8条の別表1に規定された後も変更されていなかった。</p> <p>① 基本財産の特定預金が、基本財産の定期預金に名称変更されていなかった。</p> <p>② 預り金が、預り金のうち源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収税額等、職員に関する一時的な預り金が職員預り金に変更されていなかった。</p> <p>については、新会計基準に準拠した勘定科目名に変更すること。 (経理規程第8条 別表1)</p>	<p>① 基本財産の特定預金を、基本財産の定期預金に名称変更します。</p> <p>② 預り金のうち源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収税額等、職員に関する一時的な預り金を職員預り金に変更します。</p>
9	<p>特養拠点のレストランの売上高について、日々入金した金銭を現金出納帳に記帳することなく、1週間分をまとめて記帳していた。また、その結果日々入金した金銭の金融機関への預け入れも、収入後5営業日を超えている場合があった。</p> <p>また、現金による支払いについて、現金出納帳の記帳と実際の支払年月日(領収年月日)が一致していなかった。</p> <p>については、現金出納帳は法人が現金で収入又は支出を行う際、金銭を一時的に管理するために記帳するものであるため、実際の金銭の入出金の状況を明確に把握するためにも、現金出納帳への記帳は遺漏のないよう取り扱うとともに、毎日の現金出納終了後、現金の残高と帳簿残高が一致していることを確認し、収入後5営業日以内に金融機関に預け入れること。</p> <p>なお、本指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第21条、第27条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特養拠点のレストランの売上高について、毎日の現金出納終了後、現金出納帳へ記帳し、現金残高と照合確認するとともに、日々入金した現金は収入後5営業日以内に金融機関へ預け入れることとしました。 現金による支払については、現金を引き出した日に支払をしたこととして現金出納帳に記帳していましたが、実際の現金の動きに合わせて現金出納帳へ記帳するようにしました。
10	<p>経理規程で小口現金の制度を規定しているにもかかわらず、常用雑費の支払において、職員による立替払の事例が散見されたが、会計事故の原因となることから不適當である。</p> <p>については、日々発生する少額な支払</p>	<p>職員による立替払によらず、小口現金による処理を行うよう徹底します。</p>

	<p>は、職員の立替払に拠らず、小口現金による処理を行うこと。</p> <p>なお、本指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第 25 条)</p>	
11	<p>特養ゆうらく拠点区分から法人本部拠点区分への拠点区分間貸付金（借入金）が年度内に補てんされていなかった。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは差し支えないが、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならないので留意すること。</p> <p>なお、本指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (老発第 188 号第 2 の 3 (4))</p>	<p>拠点区分間貸付金（借入金）については、年度内に補てんするよう留意します。</p>
12	<p>在宅拠点区分から法人本部拠点区分への拠点区分間繰入金収入（支出）について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れは、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰入れることができるものであるので留意すること。 (老発第 188 号第 2 の 3 (1)、第 3 の 1)</p>	<p>資金の繰入れについては、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において行うよう留意します。</p>
13	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 借入金明細書の（うち 1 年以内償還予定額）欄に短期運営資金借入金を計上していなかった。</p> <p>② 基本金明細書の前年度末残高の第一号基本金から第三号基本金までの合計を記載していなかった。</p> <p>③ 特養ゆうらく拠点区分の基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書に権利を計上していなかった。</p> <p>なお、固定資産管理台帳も同様の状態が見受けられた。</p> <p>については、附属明細書の作成につい</p>	<p>① 借入金明細書の（うち 1 年以内償還予定額）欄に短期運営資金借入金を計上します。</p> <p>② 基本金明細書の前年度末残高の第一号基本金から第三号基本金までの合計を記載します。</p> <p>③ 特養ゆうらく拠点区分の基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書に権利を計上します。</p> <p>固定資産管理台帳へも同様の計上をします。</p>

	<p>て、計算書類との整合性を図ること。 (運用上の取扱い 25 (1)、(2) イ)</p>	
14	<p>人件費積立金及び人件費積立資産のうち、理事長が被保険者、保険金受取人が法人の生命保険の保険料について、以下の状況が見受けられた。</p> <p>① 財産目録の使用目的欄に「将来における介護職員人件費の目的のために積み立てている定期預金」と記載していた。生命保険は定期預金ではない。</p> <p>② 人件費積立金及び人件費積立資産に計上されている金額は、払込保険料である。平成29年度の資産価値について、明確な裏付け資料がなかった。</p> <p>については、財産目録の使用目的欄を修正するとともに、資産価値の裏付けを行うこと。</p> <p>(運用上の取扱い 26)</p>	<p>① 財産目録の使用目的欄に「将来における介護職員人件費の目的のために積み立てている定期預金」と記載していました。生命保険と記載します。</p> <p>② 人件費積立金及び人件費積立資産に計上されている払込保険料について、平成 30 年 3 月 31 日現在の裏付け資料を保管しました。</p>
15	<p>リース資産について、以下のような状況が見受けられた。</p> <p>① リース契約に、契約金額が 1,000 万円を超えるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。また、競争入札に付さなければならないものであるところ、見積合わせによる随意契約を締結していた。</p> <p>については、経理規程に従い予定価格を定め、競争入札に付すること。 (経理規程第 58 条～第 62 条)</p> <p>② リース資産について、その内容(主な資産の種類等)及び減価償却の方法を注記していなかった。</p> <p>については、リース資産について、運用上の取扱い別紙 1 及び別紙 2 に従い、その内容(主な資産の種類等)及び減価償却の方法を注記すること。 (運用上の取扱い 8-3 (1))</p> <p>③ リース資産について、ソフトウェアのリース契約であるにもかかわらず、有形リース資産に計上していた。</p> <p>については、ソフトウェアのリース契約</p>	<p>① 経理規程に従い契約行為を適切に行うようにします。</p> <p>② リース資産について、運用上の取扱い別紙 1 及び別紙 2 に従い、その内容(主な資産の種類等)及び減価償却の方法を注記します。</p> <p>③ 当該リース資産については、ソフトウェアとハードウェアが混在するリース契約であったため、有形リース資産に計上していました。 無形リース資産へ計上します。</p>

	は無形リース資産に計上すること。 (留意事項 別添3)	
--	--------------------------------	--